

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成三十年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

鶴ヶ島市大字太田ヶ谷の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市計画課

及び鶴ヶ島市都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年五月八日から平成三十年五月二十二日まで